

令和5年2月18日

関係各位

門司海上保安部

航行安全課長

関門航路（六連島南方海域）における航行の制限の解除について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港内の安全確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、関門港長公示第1号（令和5年2月7日）により、関門航路（六連島南方海域）における船舶の航行を制限しておりましたが、関門航路（六連島南方海域）における海底送水管修繕作業の終了に伴い、別添のとおり、関門港長公示第2号（令和5年2月18日）により、船舶の航行の制限を解除いたしますので、貴傘下関係者に対し、周知をよろしく申し上げます。

謹白

港長公示第2号

令和5年2月7日港長公示第1号による関門航路（六連島南方海域）における船舶の航行の制限は、令和5年2月18日（土）午後3時40分をもって、これを解除する。

令和5年2月18日

関 門 港

